

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 4 月 20 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)
地方独立行政法人神戸市民病院機構が、世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめ、遺伝性網膜疾患への遺伝子治療や口腔粘膜を活用した角膜再生など、最先端の医療技術の実用化促進等を図るため、「神戸アイセンター（神戸市中央区）」内に眼科病院（新規病床 30 床）を開設する。

【平成 29 年度中の開業を目指す】

(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

① 大阪市全域【平成 28 年 6 月を目途に実施】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、大阪市又はこれに隣接する大阪府内の市町村とする。

② 兵庫県全域【平成 29 年 7 月を目途に実施】